



身延町定住促進事業

3つのお祝金

結婚祝金

お祝い

- ・結婚1組 7万円
- ・しだれ桜の苗木1本
(希望者のみ)



対象者

身延町に住所がある者が結婚し、結婚後も定住する意志がある場合

提出書類

- ・結婚祝金支給申請書
- ・定住誓約書並びに住居確認書

申請期間

婚姻届提出後6ヶ月を経過した日から1年以内

申請窓口

企画政策課又は支所窓口

出産祝金

お祝い

- ・第1子 5万円と印鑑
- ・第2子 7万円と印鑑
- ・第3子 30万円と印鑑
- 以降1人増えるごとに
10万円の加算(上限なし)
- ・しだれ桜の苗木(希望者のみ)

対象者

身延町に住所がある者が出産し、出産後も新生児とともに定住する意志がある場合

提出書類

- ・出産祝金支給申請書
- ・定住誓約書並びに住居確認書

申請期間

1歳の誕生日を迎えた日から1年以内

申請窓口

企画政策課又は支所窓口

就職奨励金

お祝い

新規学卒者・転入者
5万円

◎就職奨励金は同一企業内の異動や単に職業を変更した場合、内職又は時間給労働と認められる場合などは支給されません。

対象者

身延町に住所がある新規学卒者及び身延町に転入したものが、定住する意思があり新たに就職した場合

提出書類

- ・就職奨励金支給申請書
- ・定住誓約書並びに住居確認書
- ・在職証明書

申請期間

卒業後及び転入後1年以内に就職し、就職後1年を経過した日から1年以内

申請窓口

企画政策課又は支所窓口

【お問い合わせ】

〒409-3392

身延町役場

TEL:0556-42-4801

山梨県南巨摩郡身延町切石350番地

企画政策課 田舎くらし推進担当

mail: inakakurashi@town.minobu.lg.jp

